

掛川市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に基づく地縁による団体について告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成27年3月6日

掛川市長 松井三郎

1 変更があった団体名

原川自治会（平成11年3月16日認可・平成11年3月16日告示）

2 変更事項及びその内容

(1) 区域 新 別紙図面による。

旧 本会の区域は、掛川市原川は地番全域と岡津191番地7から同191番地25と、梅橋4590番地4から590番地10と領家1605番地5から1616番地7と1537番地1、1564番地、1565番地4、1571番地、501番地4、1586番地2及び各和815番地3とする。

(2) 変更の理由 協働のまちづくりによる

(3) 変更年月日 平成27年4月1日